

府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（山城広域振興局）設置要領

（趣 旨）

第1 この要領は、府民公募型安心・安全整備事業（以下、「整備事業」という。）における、府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（山城広域振興局）（以下、「審査委員会」という。）を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

（審査内容）

第2 審査委員会では、山城広域振興局管内における整備事業の事業箇所の採択に関する事項について審査等を行う。

（構成等）

- 第3 審査委員会は、乙訓地域、山城北地域、山城南地域にそれぞれ1委員会を設置することとし、各委員会の所管区域は、別表1のとおりとする。
- 2 審査委員会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
 - 3 審査委員会に座長、副座長を置く。
 - 4 座長は、審査委員会を統括し、審査委員会を代表する。
 - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 6 座長、副座長は、委員の互選により選出する。

（会 議）

- 第4 審査委員会の会議は、座長が招集し、主宰する。
- 2 審査委員会は、必要に応じ、構成員以外の者に意見・助言を求めることができる。
 - 3 審査委員会を構成する者がやむを得ない事由により出席できないときは、その者の指示を受けた者が座長の承認を得て、代理出席することができる。
 - 4 審査委員会は、必要に応じて合同で開催することができる。

（庶 務）

第5 審査委員会の庶務は、山城広域振興局企画総務部総務室、乙訓地域総務室、田辺地域総務室及び木津地域総務室において行う。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、座長等が定める。

附 則

- この要領は、平成21年5月11日から施行する。
この要領は、平成22年7月14日から施行する。
この要領は、平成22年7月20日から施行する。

府民公募型安心・安全整備事業審査委員会(山城広域振興局)

別表1 審査委員会の所管区域

地 域	市 町 村 名
乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北地域	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南地域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

別表2 審査委員会の委員

(敬称略)

区 分		所 属	氏 名
学識経験者		京都大学大学院地球環境学堂 准教授	深町 加津枝
		京都府社会福祉協議会 評議員	玉岡 宣彰
市町村	乙訓地域	向日市建設産業部長	岸 道雄
		長岡京市企画部長	丹羽 正次
		大山崎町環境事業部長	山田 繁雄
	山城北地域	宇治市政策経営部長	岸本 文子
		城陽市市長公室長	森 俊博
		八幡市政策推進部長	佐野 良夫
		京田辺市総務部長	石田 義樹
		久御山町総務部長	田中悠紀彦
		井手町理事	西島 栄治
	山城南地域	宇治田原町企画・財政課企画政策担当課長	馬場 浩
		木津川市市長公室理事	尾崎 直利
		笠置町企画観光課長	山本 和宏
		和束町総務課長	奥田 右
		精華町総務部長	大植 辰治
	南山城村総務課長	森嶋 徹	
京都府	山城広域振興局	企画総務部長	藪 善文
		建設部長	松浦 章
	警察本部	交通部交通規制課長	富永 良介
	教育庁	教育庁管理部管理課長	石田 斉